

「新・農地と担い手を守り活かす運動」の 推進に関する申し合わせ決議

われわれ農業委員会系統組織は、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる『かけ橋』」との組織理念のもとに、農業委員会法第6条に基づき、農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成を柱とする業務に取り組んでいる。

本年度からは、「新・農地と担い手を守り活かす運動」として新たな三カ年の組織運動として取り組んでおり、特に、地域の実情を踏まえ、地域の課題の解決に向けた目標を定め、さらに取り組んだ活動について検証・評価を行うことを通じ、実践活動を積極的に進めることが必要となっている。

われわれは、新たな運動を全国的に進めるため、下記の取り組みについて一層の強化を図ることをここに申し合わせ、決議する。

記

Ⅰ．地域に根ざした農業委員の実践活動を強力に展開しよう

1. 遊休農地の発生を防止・解消し、農地の有効利用を図るとともに、担い手の確保・育成と面積利用集積を含む担い手への農地利用集積等の推進活動を強化しよう。
2. 関係機関・団体との連携を密にして、農業者の意見の積み上げや農地利用現況図等を活用した集落内の話し合い活動を進め、地域および地域農業の振興を図ろう。
3. 農業者年金加入者10万人の達成に向けた取り組みを徹底しよう。

Ⅱ．行動する農業委員会としての組織・運営体制を強化しよう

1. 多様な人材による活力ある農業委員会づくりを進めよう。
2. 農業委員として担当地区の農業振興ビジョンづくりを進めよう。
3. 農業委員自らが地域の課題解決に向け、活動の目標を定め、活動の検証・評価を通じて、実践活動を積極的に進めよう。